

督 促

令和2年9月1日

授業料未納学生各位

京都工芸繊維大学財務課長
佐藤 淳

先に請求した令和2年度前期分授業料をいまだ納入していない学生は、至急納入されるよう督促します。

なお、このまま放置されますと、学則により除籍されることとなりますので、その旨申し添えます。

納付方法

- 振込用紙による納入者：各金融機関の窓口でお手続きください。
(ATMは使用しないで下さい。振込用紙の納入期限を過ぎていても納入できます。)
- 口座振替利用者：次回引落予定日は9月28日(月)です。前日までに指定口座へ授業料相当額をご入金ください。

9月28日期限で実施する「2020年度前学期・春学期旧選考基準による授業料免除(経過措置)」を申請する方は、この限りではありません。前期授業料免除判定結果が出るまで、授業料を納入しないでください。

また、経過措置申請予定者のうち、口座振替利用者は、前期授業料免除判定結果が出るまでの間、できる限り口座残高を授業料の金額未満にしておいてください。ただし、引き落としされた後、授業料の全額又は一部免除が決定した場合は、免除相当額を返還します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、授業料の納付が困難になった方は、早急にご連絡ください。

【振込・口座振替に関する問合せ先】

財務課出納係 E-mail: kitsuitou@jim.kit.ac.jp TEL: 075-724-7050

【免除申請・新型コロナウイルスの影響による納付困難に関する問合せ先】

学生サービス課奨学支援係 E-mail: shogaku@jim.kit.ac.jp TEL: 075-724-7143